

第四十九号

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部改正について

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部を改正する条例

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例（平成二十年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「第十二条の二第二項」を「第十三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行の日から施行する。

提案理由

農業経営基盤強化促進法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。